

▶ Information

IPMA 知財セミナー  
**知財経営モデル (SIR)**

～出願によらない知財防衛と活用～

はじめに: 世界観(経営観)を持つ

1. 経営環境の変化と競争力の源泉
2. 特許制度は機能しているか(特許の幻想と現実)
3. 知財の種類と特徴(開示知財と守秘知財)
4. 知財経営の要諦(知財安全の確保と利益への貢献)
5. 新しい知財経営モデル(知財ブランドモデル: SIR)
6. まとめ(知財経営の要諦は、守秘知財にあり)

2013年10月24日

**知財ブランド協会(SIR) 代表**

学術博士 玉井 誠一郎

協会HP <http://www.ipbrand.org>

世界観（経営観）

世界の調和ある繁栄

共存共栄

（大和心、私益と公益のバランス）

天は自ら助くるものを助すく

自助精神

## 世界観から見た知財の考え方

# 公正競争 > > 排他独占

不正競争の防止こそ産業振興の第1原理。

排他独占の特許制度が産業振興に貢献した事実はなく、むしろ阻害する制度であって、知財村のための制度。

(学術論文：反知的独占～特許と著作権の経済学などから引用)

## 新しい知財制度・モデルの必要性

### 『知財は最重要の基本的財産権』

知財と商品の乖離が経営に貢献しない知財を生む。

商品あつての知財であり、知財なくして利益なし。

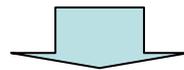
## 反知的独占—特許と著作権の経済学 の骨子

(出典:ミケーレ・ポルドリン&デヴィッド・K・レヴァイン著, NTT出版, 2010)

### 特許制度の何が問題か？

それが市場にもたらす「排他独占的」効果を批判しており、「独占的仕組みを用いなくとも創作者が利益を得ること(私益)は十分可能であり、社会的な利益(公益)も大幅に増大する」ことを事実に基づいて論理的に展開し、現在の特許制度や著作権制度を、**より排他独占的でない仕組みに変更**すべきと主張している。

- ・ **中小企業の特許出願メリットは、無い。** (唯一、大企業に買収される場合を除き)
- ・ 特許制度によって、イノベーション(産業振興)が促進された **事実は確認できない。**
- ・ 曖昧な審査制度にも問題がある。→ **特許品質が劣悪、権利行使できない。**
- ・ ビジネス自由度確保のための大量出願や特許買取りによる防衛策は、特許制度の目的である産業の進展を著しく阻害する。( **日本企業の特許戦略は制度理念に逆行** )
- ・ **この特許戦争で一番利益を得るのは、法律や制度の関係者(知財村の住人)である。** 彼らは、まるで武器商人のようである。
- ・ 特許は、技術の「アイデア」だけを保護する。しかし、特許明細書を読んだり、製品を分解したり、その抽象的な水準でのアイデアのコピーだけでは、 **実施(商品化)できない。**  
→ **商品化にはノウハウやプロセス情報が必須、これら守秘知財の重要性を示唆!**

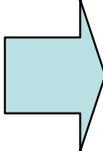


私益・公益の止揚からすれば、**特許制度より不正競争防止制度!**

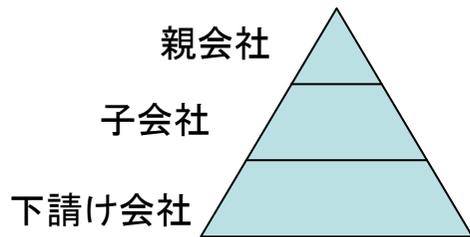
# 競争環境の変化

## オープン・イノベーション (新しい分業の時代)

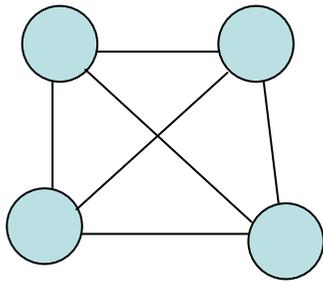
垂直統合モデル(自前主義)



補完協業モデル(共存共栄)



自前で行うリニアモデル



曼荼羅  
(Web)  
組織



個の強みが問われる

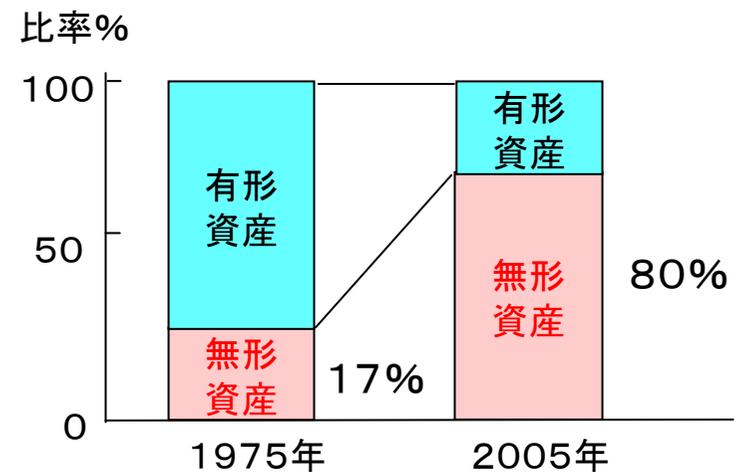
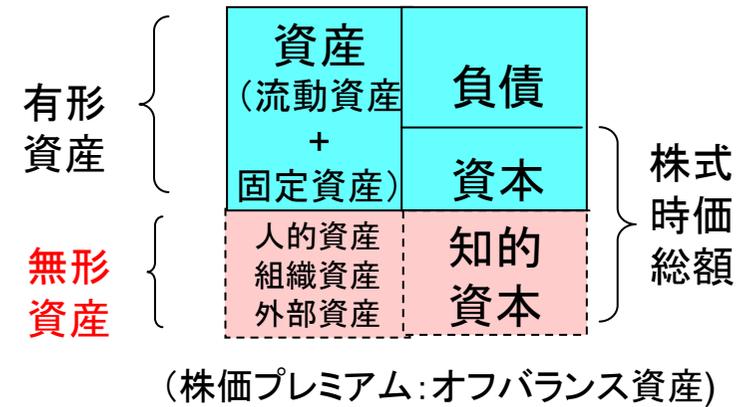
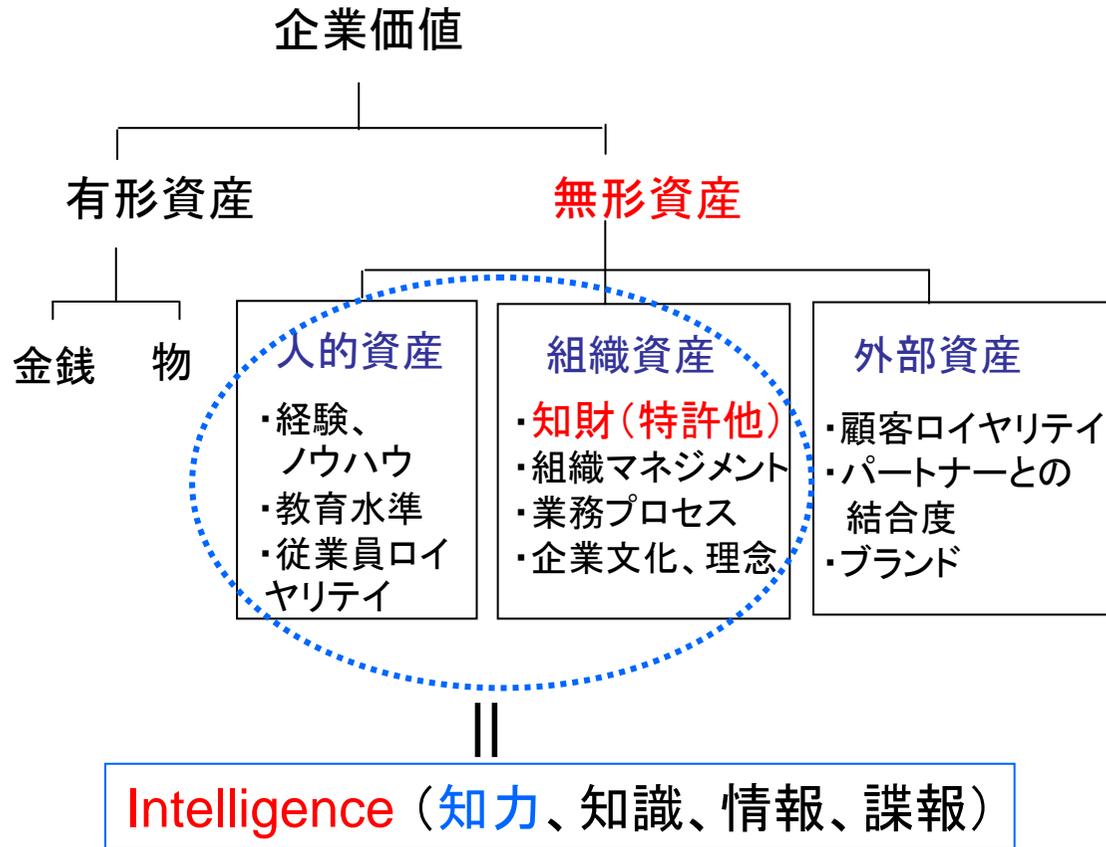
# ソロ・ブランド (Solo Brand)

社会に貢献する個の強み  
(ソロ・ブランド) の確立

知識労働者(ナレッジワーカー)は、自律的に経営活動を行う

自己経営者＝自主責任経営者

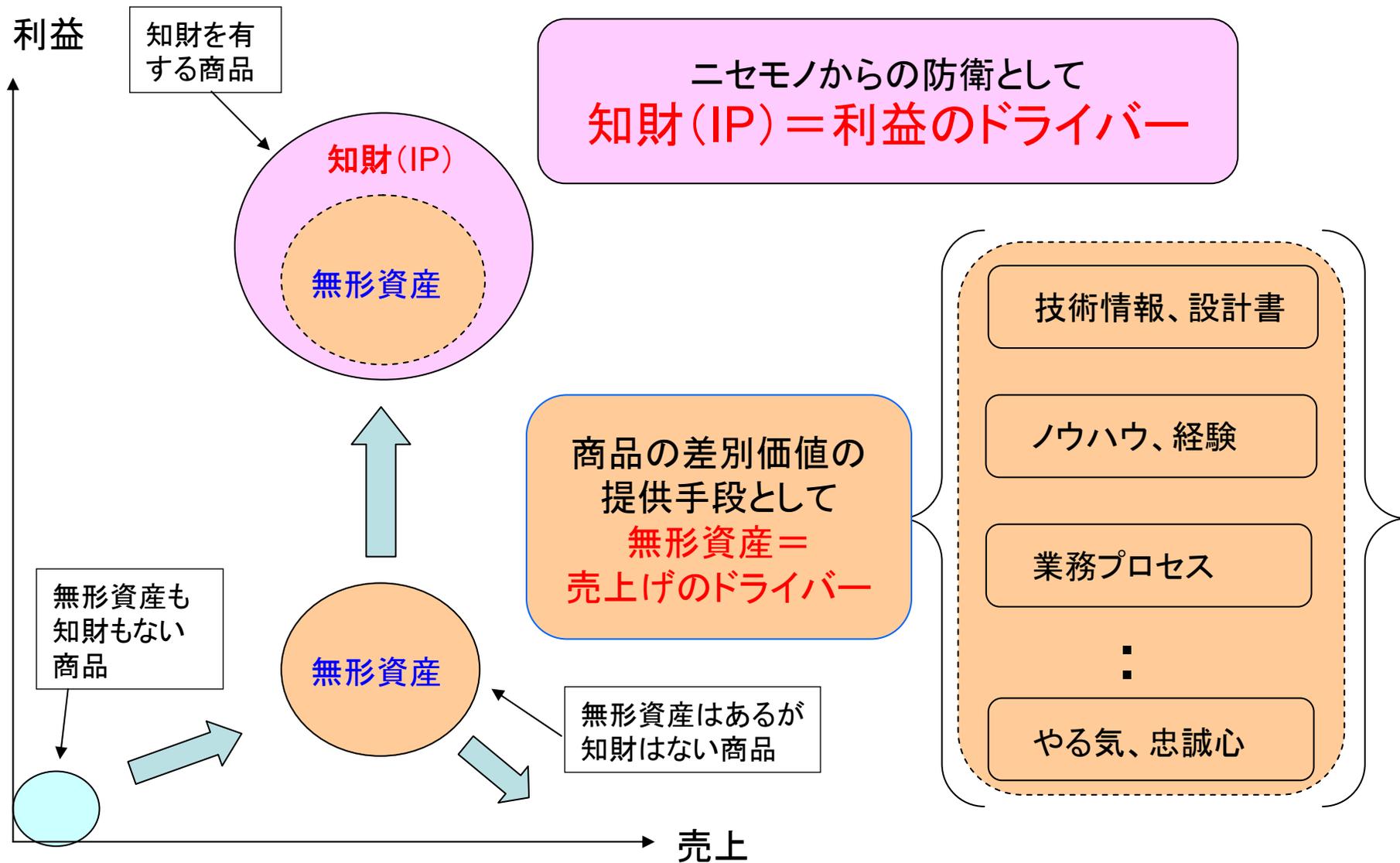
# 無形資産価値の大幅上昇



(出典: Ned Davis Reseach Inc.etc)

# 知財は利益のドライバー（利益を生み出す原動力）

(IP: Intellectual Property)



# 知財立国に向けての国家的取り組み(知財立国構想)

## 知的財産戦略大綱 2002.7.3

1. 知的財産の創造の推進
2. 知的財産の保護の強化
3. 知的財産の活用の促進
4. 人的基盤の充実

## 知的財産基本法 2002.11.27.

- 知的創造サイクル(創造、保護、活用)の活性化という国家理念(基本理念)の確立

## 知的財産戦略本部 2003.3.1. 本部長:小泉内閣総理大臣

## 知的財産の創造、保護及び活用に関する 推進計画 2003.7.8.

全体270項目、うち経済産業省関連161項目(特許庁90項目)

1. 創造分野(産学官連携、大学特許の拡大等)
  - ・職務発明規定の改正
2. 保護分野(特許審査迅速化,知財高裁創設,模倣品対策等)
  - ・任期付特許審査官の採用
  - ・特許審査迅速化法案(仮称)を通常国会に提出
3. 活用分野(知的財産の活用・流通の拡大)
  - ・中小企業における知的財産の活用
4. コンテンツビジネスの飛躍的拡大
5. 人材の育成と国民意識の向上

(出典:特許庁 H16トップ懇資料)

### 特許法等改正

2003.5.16.

- ・特許関連の料金体系の直

### 不正競争防止法改正

2003.5.16.

- ・営業秘密の保護強化 等

### 他省の知財関連法案

関税定率法改正(財務省)2003.3.28.

- ・輸入差止申立制度を特許権、意匠権等まで拡充

民事訴訟法改正(法務省)2003.7.9.

- ・特許訴訟を東京(地裁・高裁)及び大阪(地裁)に集約化

種苗法改正(農水省)2003.6.10.

- ・育成者権の保護の強化(種苗段階だけから収穫段階まで保護対象を拡大)

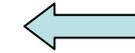
著作権法改正(文科省)2003.6.12.

- ・映像コンテンツの保護強化、教育用コンテンツの無許諾利用の拡大等

## 知財政策の問題点(知財幻想)

### 知財政策(出願による保護)

- ・ 特許出願によって排他独占的利益を得る。
- ・ 特許制度は、産業振興に貢献する。



あくまで**仮説!**

### 現実(事実)

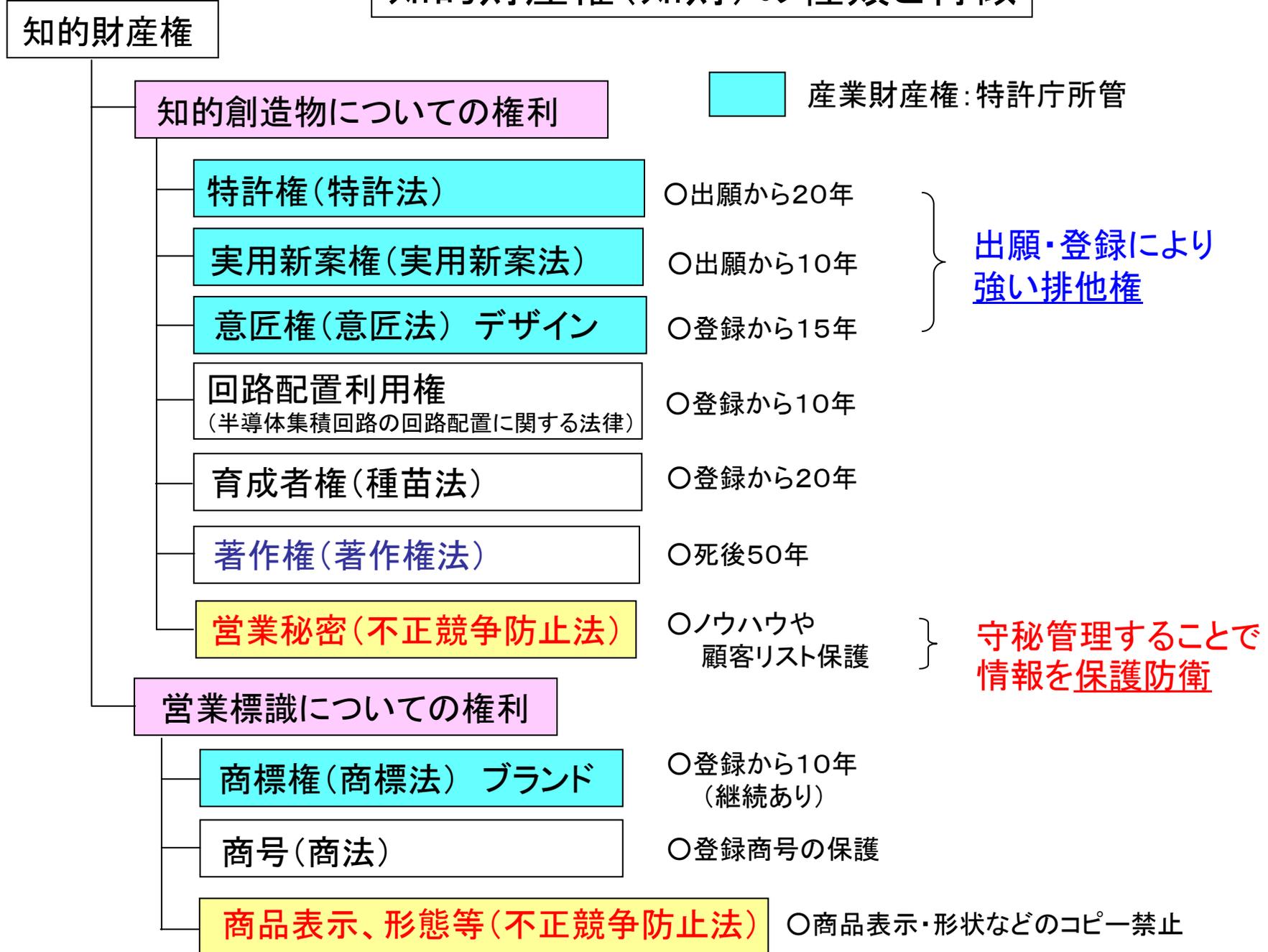
- ・ **特許が利益**に貢献していない。儲けるのは出願系の専門家(知財村)。
- ・ **知財品質が劣悪**で権利行使できない。多くが無効になる事実。
- ・ 排他独占権は、**産業振興を阻害**している事実(反知的独占という学術書)。
- ・ ニセモノ対策や人を通じての**技術情報流失**を防止できていない事実。
- ・ 特許は**出願リスク**がある。**権利化費用**や**権利行使費用**(裁判等)が必要。

日本:約100万円、海外:数百万円以上～

- ・ 出願から1・5年で全世界に公開
- ・ 無効にされるリスク(無効審判請求により半数が無効)
- ・ 出願から20年で権利満了

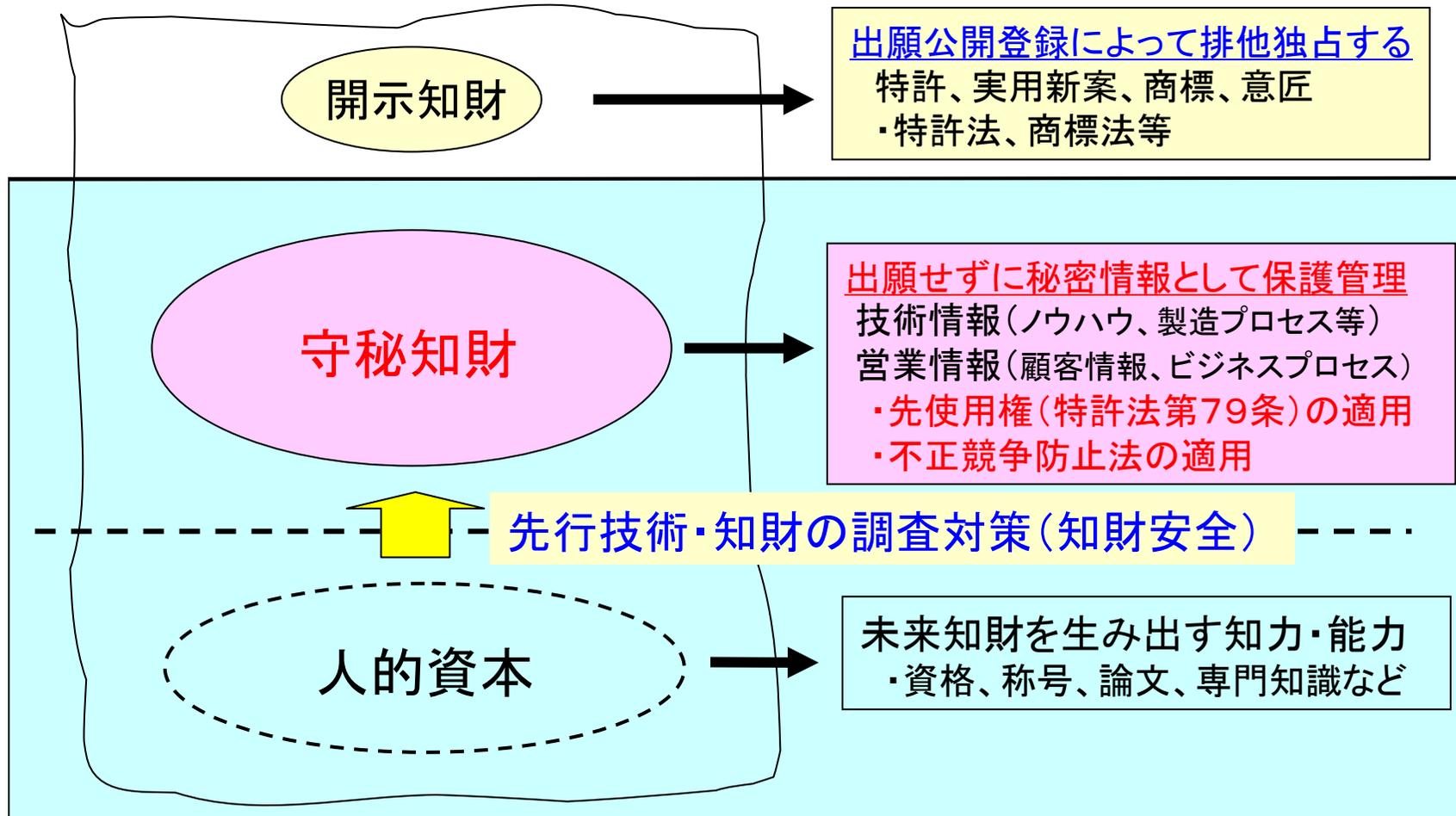
**特許制度は、産業振興に貢献しているか??**

# 知的財産権(知財)の種類と特徴



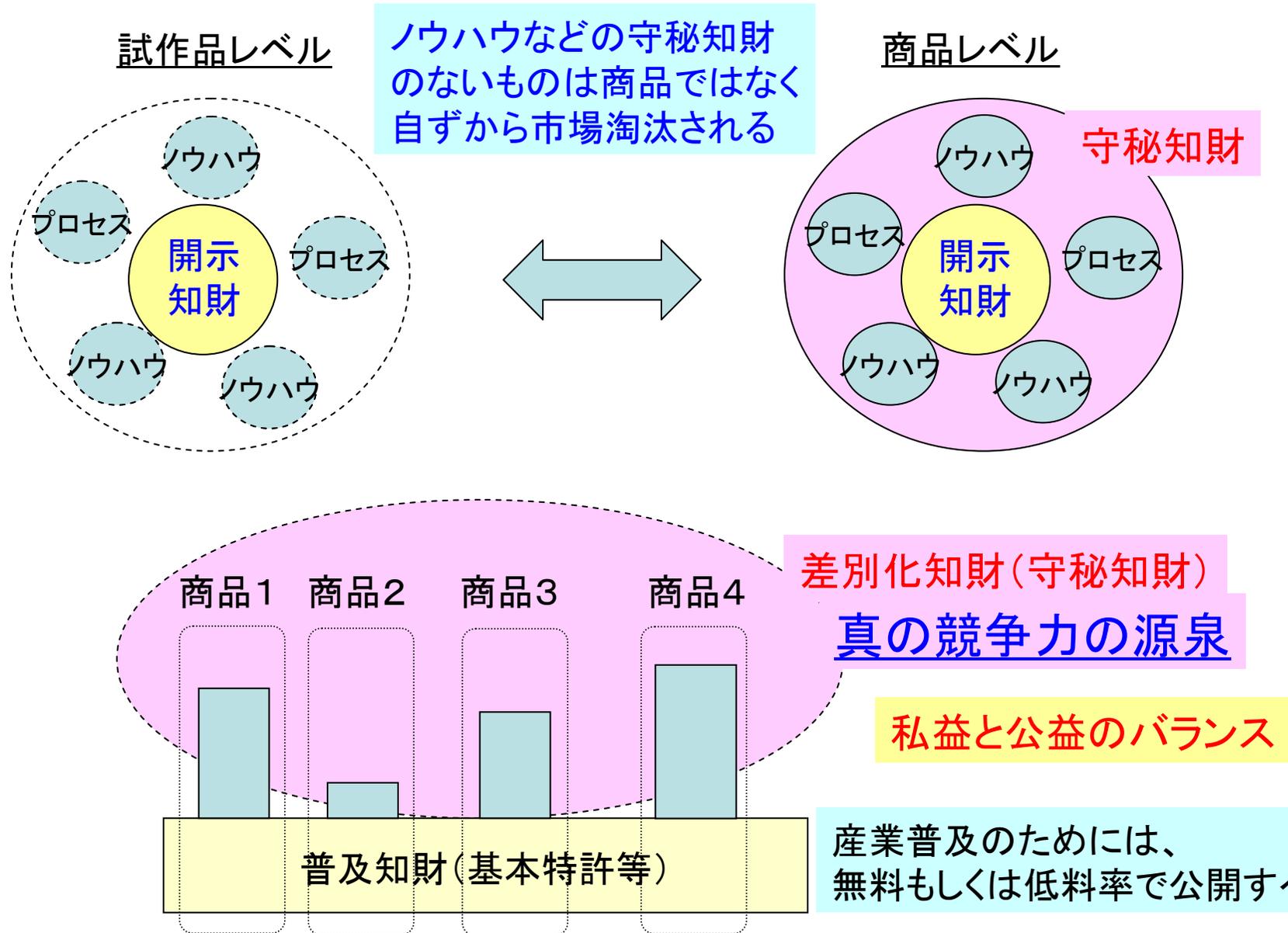
# 知財には2種類ある（知財の氷山モデル）

## 知財の氷山



・守秘知財が軽視され、この知財保護が機能していない  
・『開示知財 + 守秘知財』のトータルでマネジメントすべき

# 守秘知財は、品質・コスト等の商品競争力に大きく関与



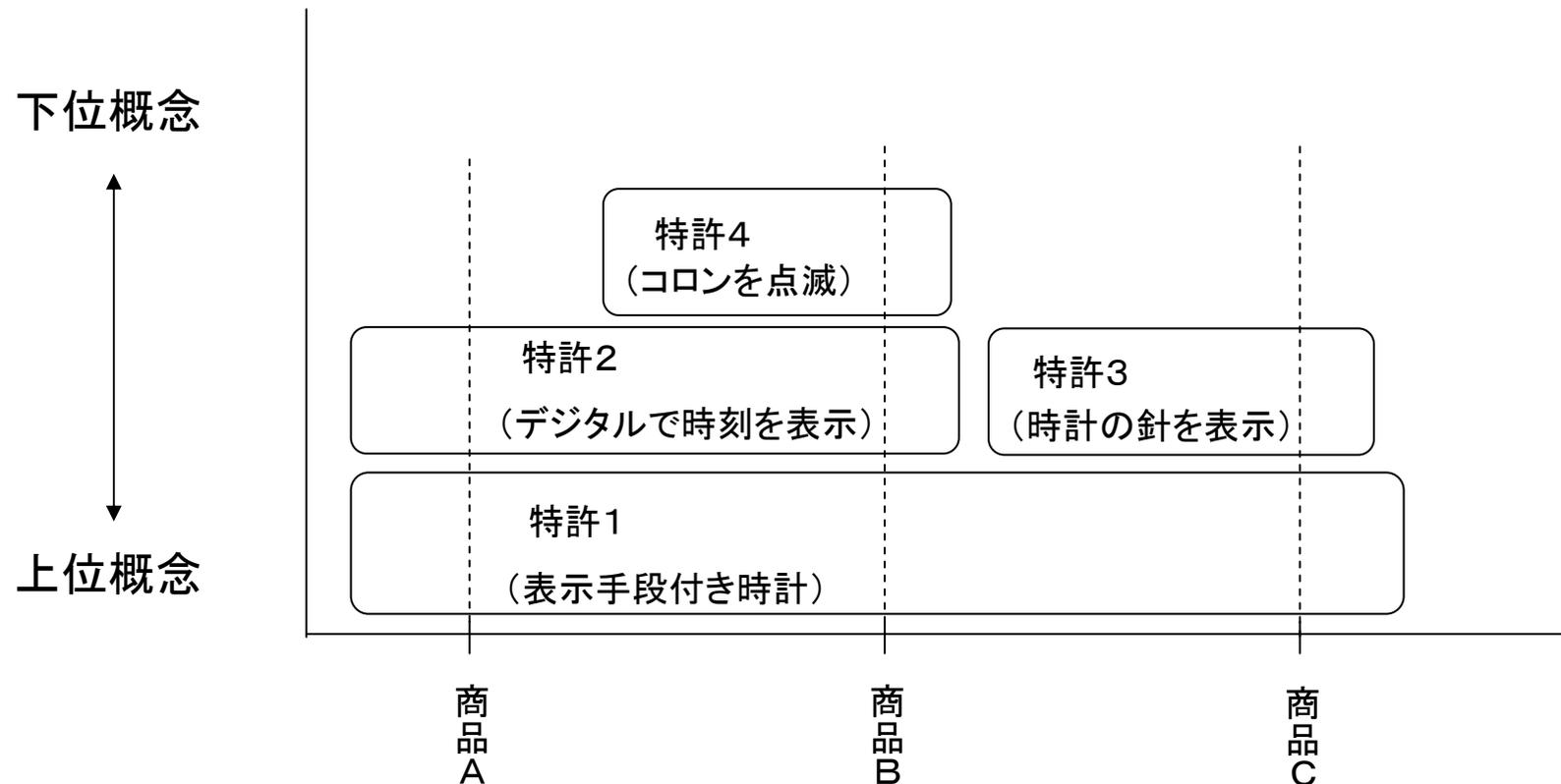
## 開示知財と守秘知財の比較

	開 示 知 財 (特許の場合)	守 秘 知 財 (ノウハウ等)
特 徴	強い排他権による攻撃的独占 (実体商品に関係なく権利のみの行使可)	知財の専守防衛による知財保護・共存 (実体商品に即した保護)
法 律(準拠法)	特許法	<u>不正競争防止法</u> <u>特許法第79条(先使用权)</u>
権利行使力	差止め+損害賠償	差止め+損害賠償+情報漏洩罪
保護期間	出願から20年	制限無し
出願及び登録・維持コスト	大 (数十万円~)	小 (千円~+守秘管理費用)
対策コスト	権利行使費用の確保(調査・裁判費用、 社内対応費用等)	同左 (但し、商品化情報が守秘されるため、 市場による商品淘汰が進む)
リスク1	・無効化リスク	・特にリスクなし (先使用权の活用対策)
リスク2	・出願後1.5年で全世界に公開される ・未出願国では、保護されない	・公然開示していないため特許出願可 ・秘密情報管理の周知徹底
総合評価	△	◎

守秘知財が極めて重要！ → ドイツ企業の強さの秘密

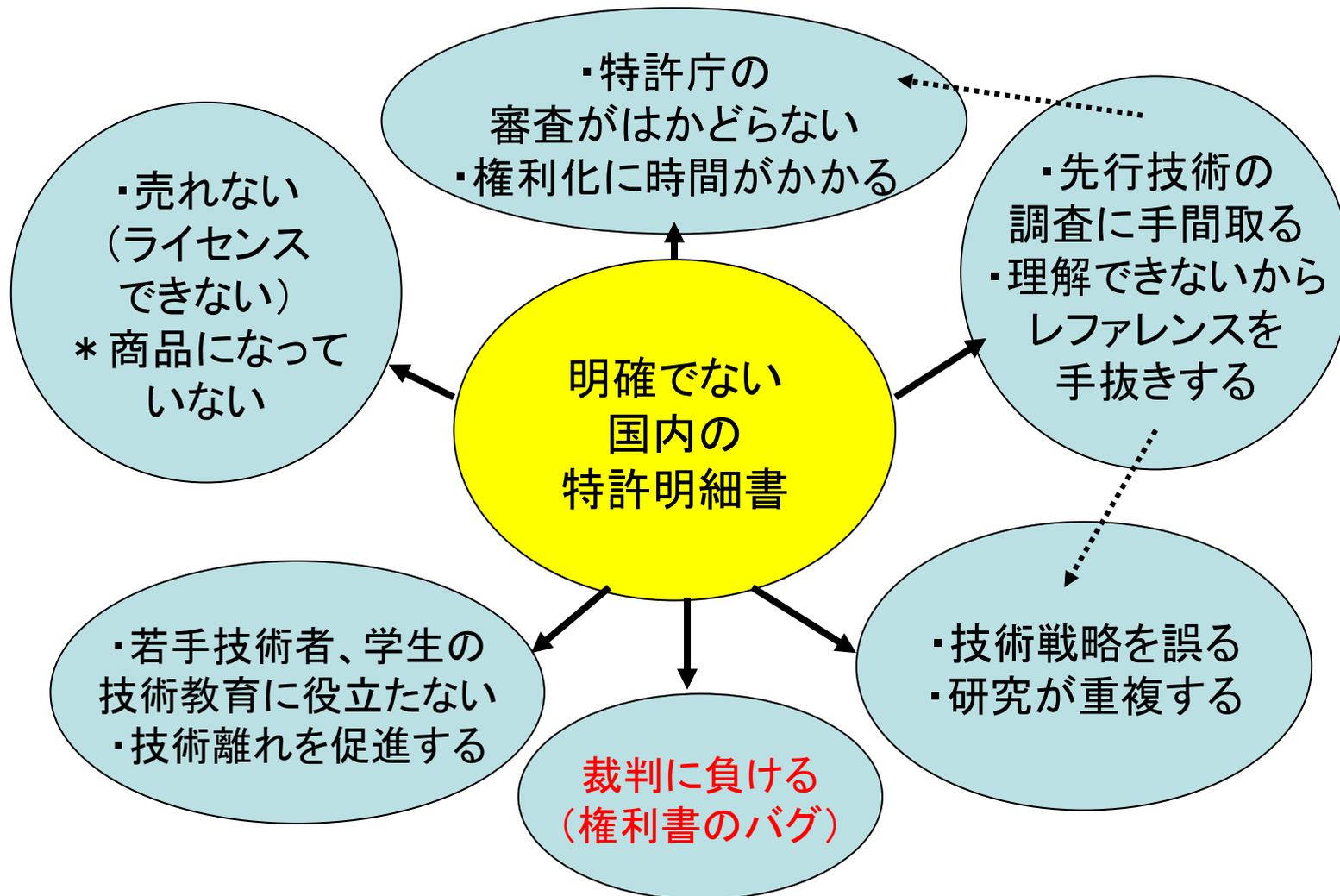
## 特許の本質(1): 特許は**排他権**であって**実施権**ではない

特許の**主従関係**(上位概念と下位概念)を理解する(技術体系と相関)  
特許1の上に特許2を取れるが、特許2は特許1を踏む(侵害している)



## 特許の本質(2): 言葉の戦争(解釈問題)

基本中の基本は、文書(ドキュメント)の品質にある。  
理解できない文書は、ビジネスの世界では紙くず。



## 特許等における言語表現の限界を認識する ～裁判で勝てる証拠を確保する～

### ○解釈問題

- ・多数の辞書や専門家の意見の存在（明細書で言葉を明確に定義しているか？）
- ・設計と出来上がりの相違（半導体の事例、実製品でクレームすること）

矩形状  → U形状 

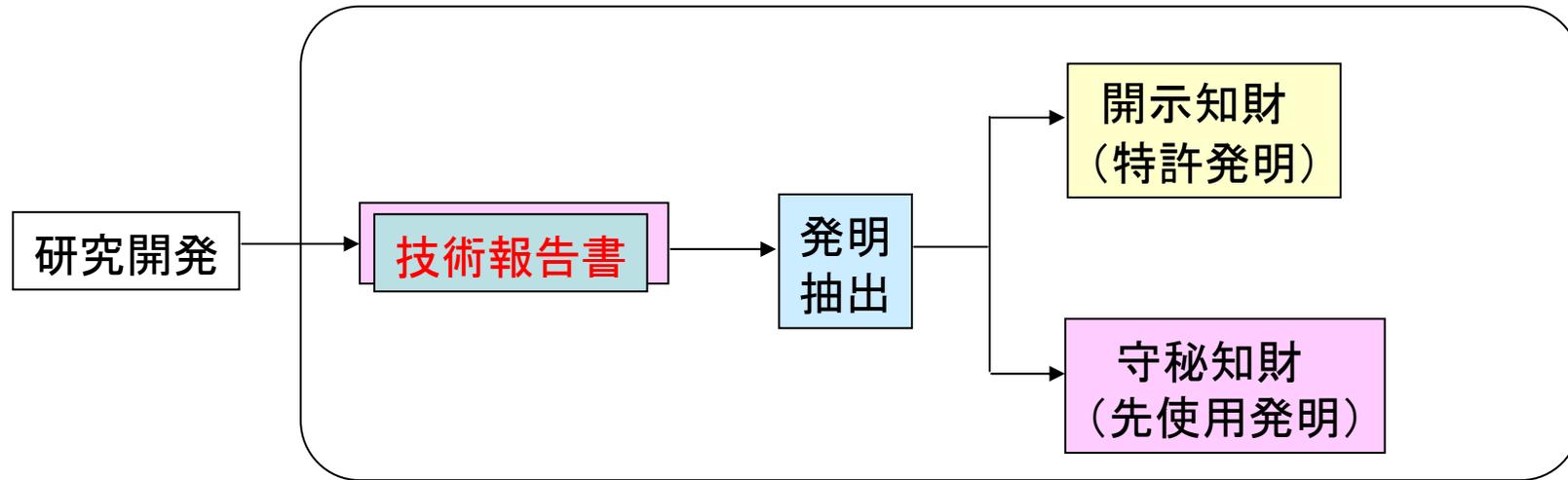
- ・言葉だけで正確に表現できるか？ → 補完手段として、図表、写真などの活用
- ・赤色とピンクの境目はどこにあるのか？ → 技術の外縁(科学的数値表現など)

### ○実施可能要件（当業者が再現できる程に開示する：特許法36条4項の担保）

- ・発明者本人が書いて技術者が理解できる文書にする（特許法36条6項の担保）

**知財品質(ISO)活動**として、技術文書の作成・管理の基準策定と運営

## 知財化(開発成果やノウハウを知財にする)とは



知財化 = 文書(ドキュメント) \* タイムスタンプ \* 情報管理

**開発者**が文明日本語と図表写真等を用いて

- ・再現できるように書く(科学・工学の基本)
- ・一義的な**解釈**ができるように書く

**裁判証拠**にできるように管理

- ・先使用権の確保(写真も含め)
- ・技術情報漏えいの防止  
(不正競争防止法の適用)

## 知財経営の要諦

知財経営とは、知財安全・防衛と利益への貢献

### ○知財安全対策(知財予防安全対策その1)

- ・他社特許など先行知財を侵害していないかどうかの調査・対策の徹底
- ・取引売買契約書に知財保証条項を設けて知財リスクを回避

### ○知財防衛対策(知財予防安全対策その2)

- ・開発成果の知財化と情報管理の徹底(不正競争防止法、先使用権制度の適用)  
人による知財流出の防止、知財搾取からの防衛、先使用権の担保
- ・出願する知財は、侵害発見が容易で且つ裁判費用を担保したものに限定

### ○知財による利益、ブランド・誇りの創出

- ・知財による利益、商品ブランド、企業ブランドの創出
- ・開発技術者の誇りの創出

### ○知財投資効率(ROI)の向上

- ・守秘知財によるコストパフォーマンスの大幅向上(出願によらない知財経営)
- ・開発技術者自身による文書作成などによる知財品質の大幅向上

## 新しい知財モデル(SIR)の提唱

発明やノウハウを出願することなく守秘知財化し、

商品価値を形成する知財に知財コード (IPコード)

を付与して知財使用商品としてブランドをPRする

知財防衛と共存を図る国民知財モデル。

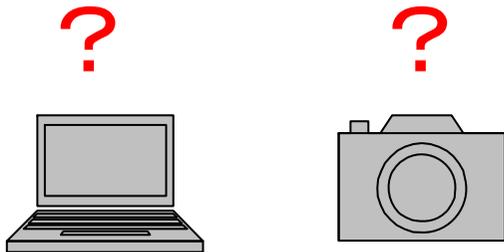
(個人・中小企業・地域の生存発展と国民の知財意識の向上)

知財革命 (知財制度の創造的止揚)

# 知財ブランドモデル (SIR: 知財による利益 & ブランド形成)

## 知財情報と商品が乖離 (別管理)

商品に使用している知財が不明なため



- 知財が利益に結びついていない
- ニセモノ対策・技術流失の防止・国民の知財意識の向上が困難
- 知財立国の理念である知的創造サイクルが回らない

## 知財情報と商品の一体運用

商品価値を形成する知財を開示

知財コード (IPコード);  
商品価値を担保する知財に付与



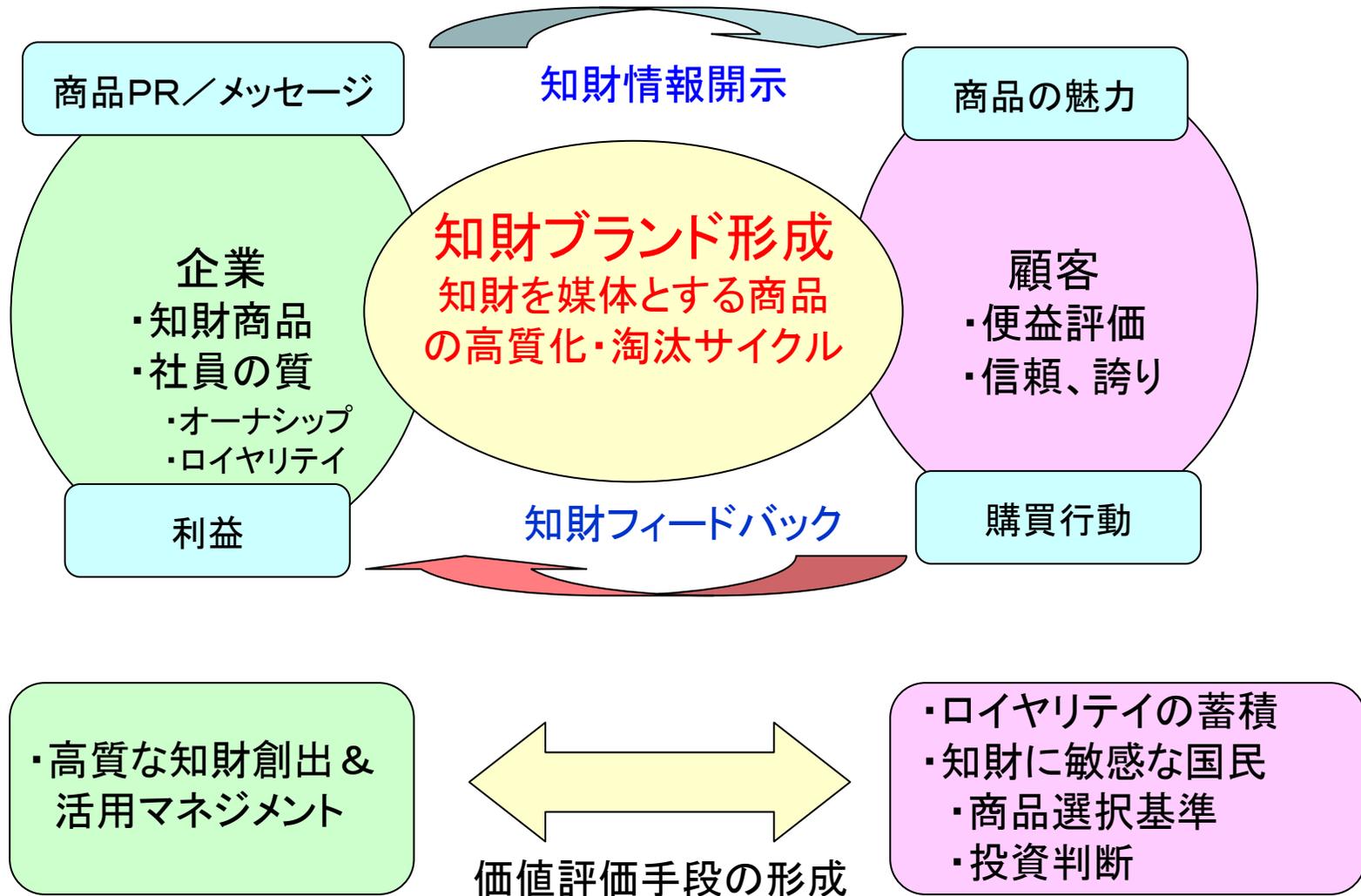
12時間駆動: IPコードXXX  
→ 日本特許xxxxxx

軽量材料: IPコードYYY  
→ 守秘知財yyyyy

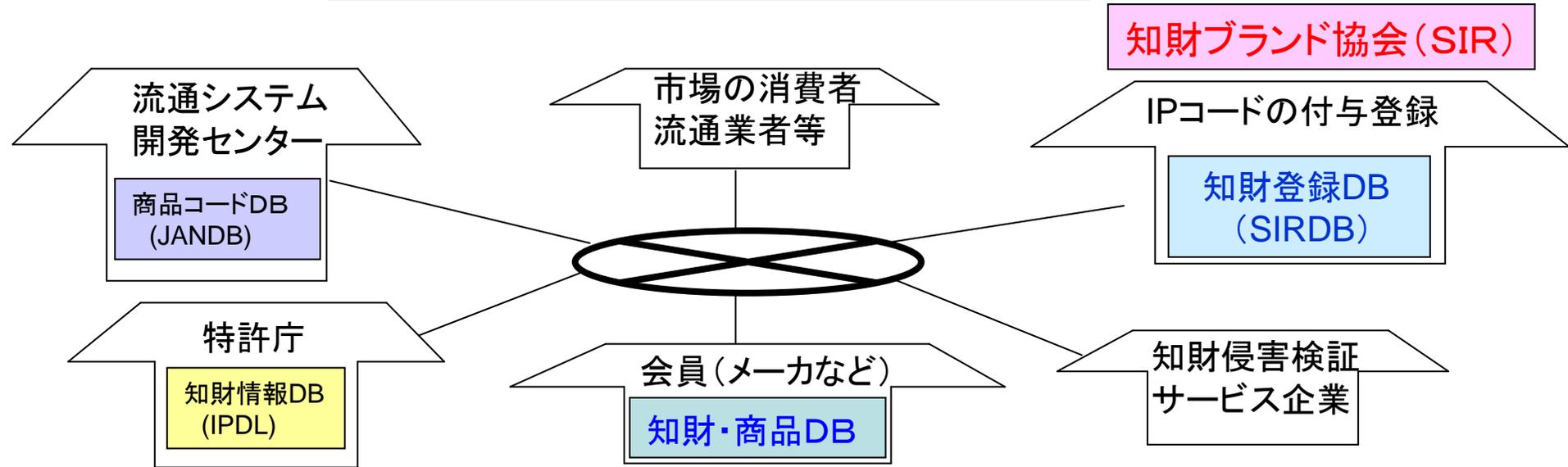
ノウハウなどの守秘知財も  
その使用を IPコード及び  
発明の名称で開示

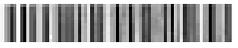
# 商品を基軸とする知財ブランドモデルの概念

- ・知財ブランド: 卓越した顧客価値を創出できる知財商品と知財安全性
- ・商品の知財情報を媒体とする企業と顧客の動的なロイヤリティ形成



# 知財情報提供システムの構築例



商品コード	アイテム情報	商品属性と使用知財	リンク情報
 4912345678904	ノートPC、AB-123 〇〇電器製、	長時間駆動12時間 (IPコード:P123457003)	<a href="http://www.abc.co.jp">http://www.abc.co.jp</a>

商品コードとIPコードのリンク

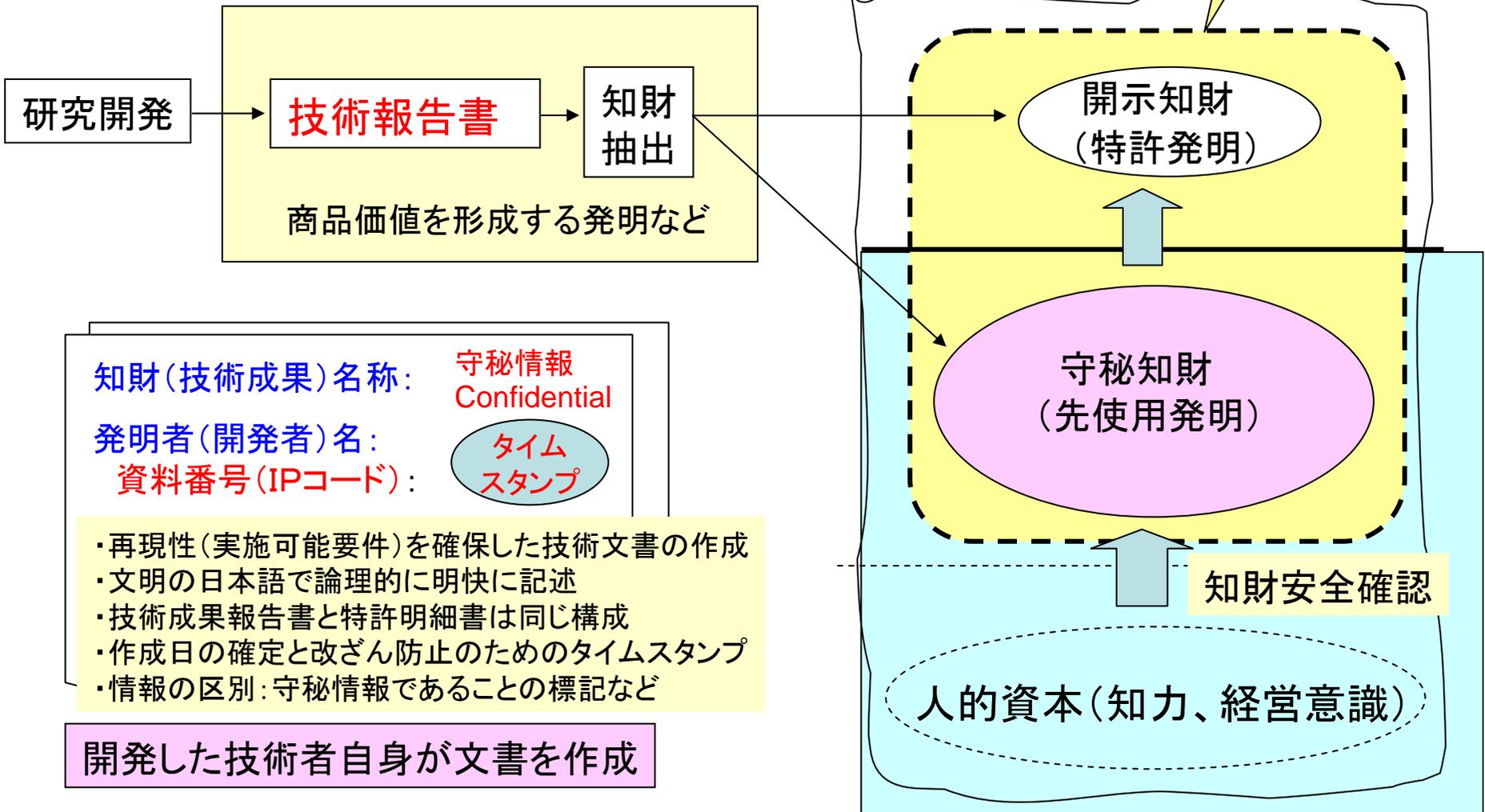
IPコード	書誌情報	概要、特徴	リンク情報
P123457003	日本特許第6689031号 「省電力回路」、権利者	ECOマネジメント機能 により50%省電力化	<a href="http://www.jpo.go.jp">http://www.jpo.go.jp</a>

# 発明を知財化して保護する

知財化＝文書化(ドキュメント) \* タイムスタンプ \* 情報管理

これらの知財をSIRに登録

知財の冰山モデル



## 知財登録の意義・目的(知財を識別する知財コード(IPコード)の役割)

### ○出願によらない知財防衛

- ①知財流出の防止:ノウハウなどの知財化  
(不正競争防止法の適用強化)
- ②先使用权の担保(先使用权制度の適用強化)
- ③発明者の誇り・企業の技術シンボルの役割
- ④特許出願制度を補完

### ○利益 & ブランドの形成

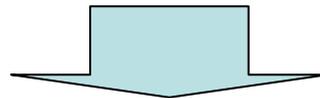
- ⑤知財使用商品PRによる利益 & ブランド形成

### ○国民の知財意識の向上

- ⑥商品を通じた知財意識の向上
- ⑦市場の目・監視によるニセモノ対策

### ○知財立国への貢献

- ⑧市場による知財フィードバックを受けるため  
管理知財から経営知財への革新が図れる  
(事業・開発・知財戦略の三位一体運営)

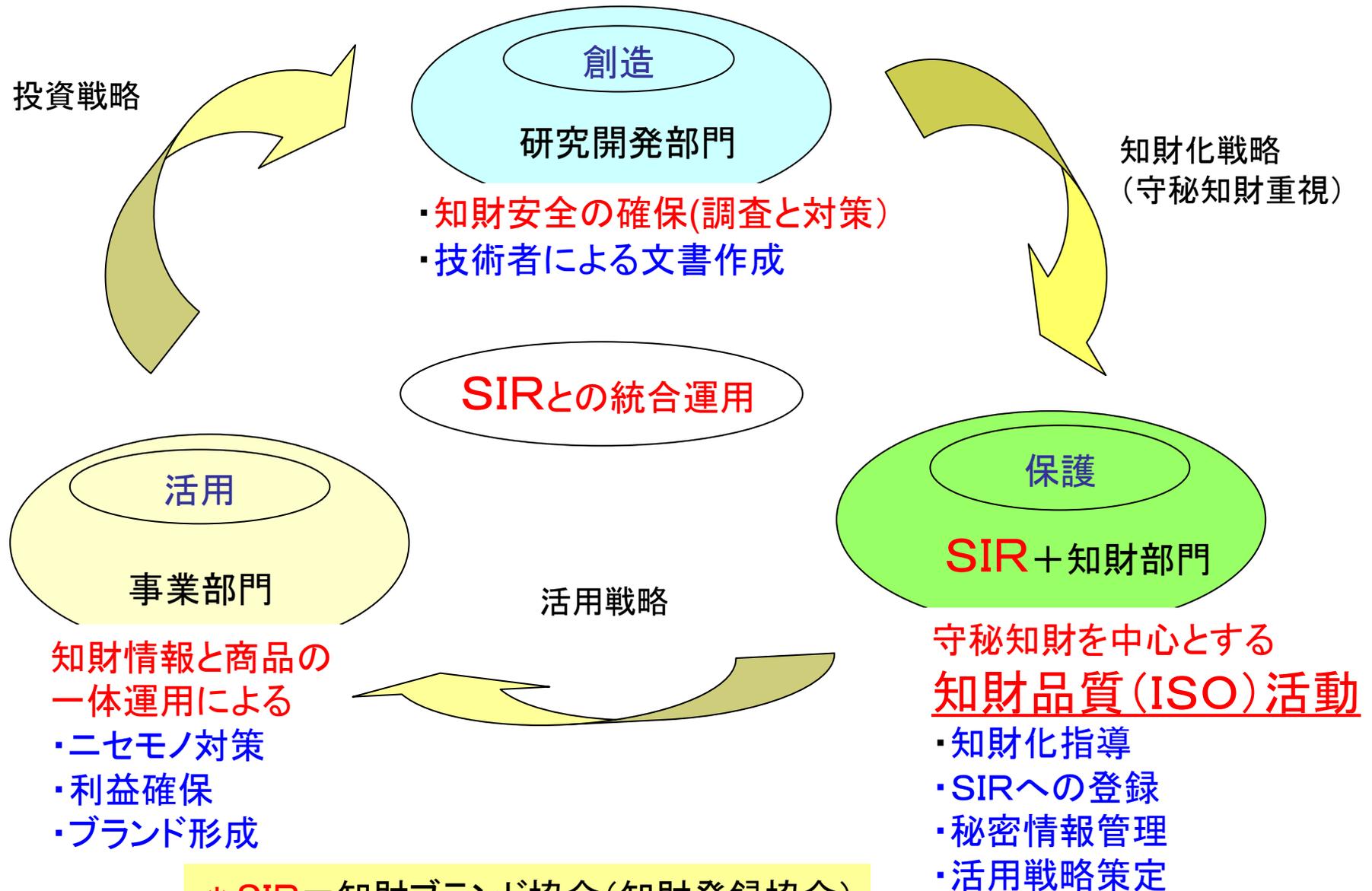


知的財産基本法に基づく国民経済の健全な発展

## 知財登録の種類と内容

	対象	開示方法	狙い・目的
企業 (商品知財)	知財(使用)商品	商品価値に 関連付け (守秘知財は 題名のみ開示)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニセモノ対策</li><li>・利益確保</li><li>・ブランド形成</li><li>・情報流出防止</li></ul>
大学 & 研究機関 (アカデミック知財)	論文に関連する ノウハウや 未発表情報	論文に 関連付け (題名のみ開示)	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術移転</li><li>・産学連携</li></ul>
個人 & 個人事業主 (パーソナル知財)	商品や論文など (称号、資格、 技能、知識、経験)	商品や論文に 関連付け	<ul style="list-style-type: none"><li>・人材流通</li><li>・上記企業と同じ</li></ul>

# 知財立国の理念である**知的創造サイクル**の好循環化



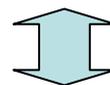
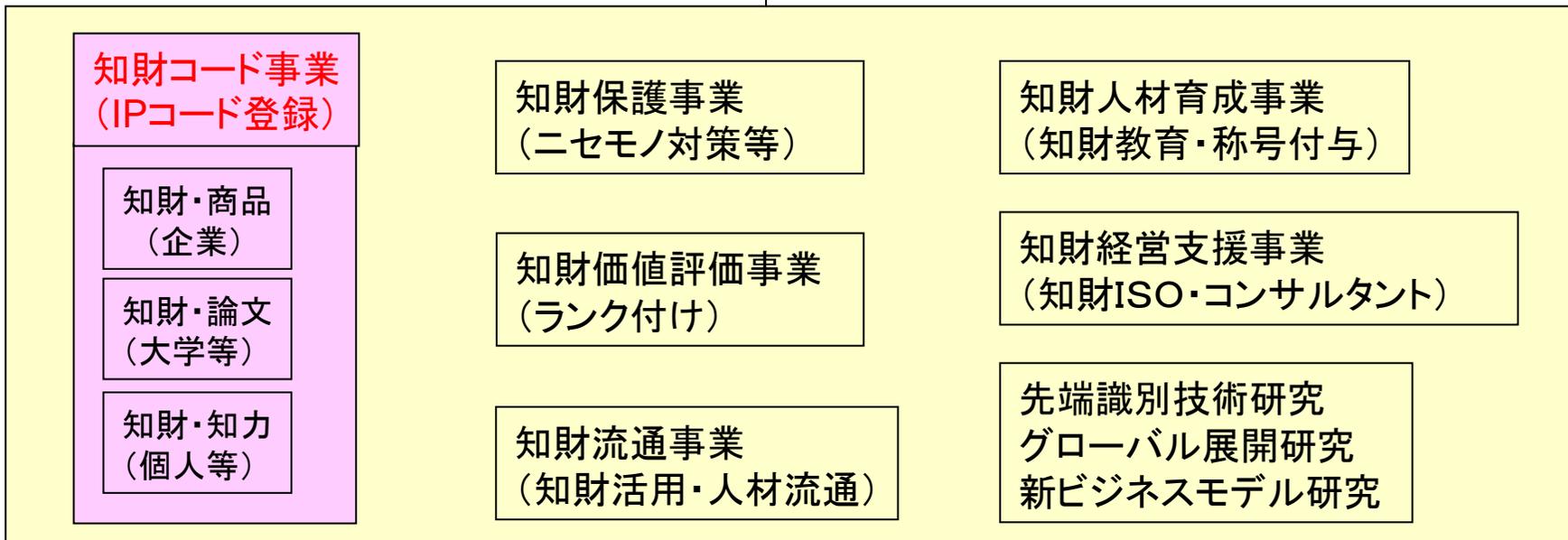
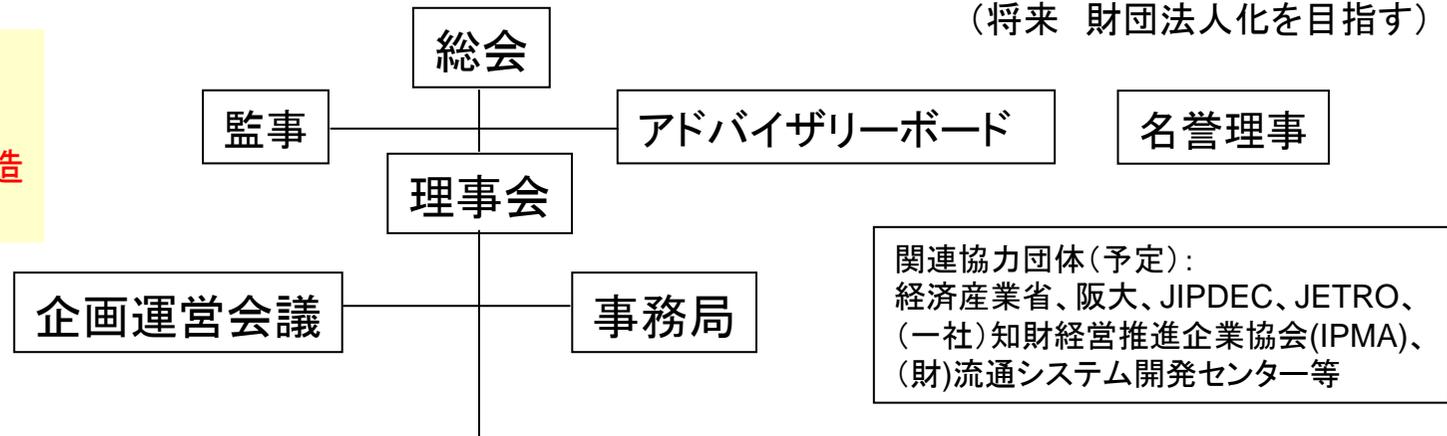
\* SIR = 知財ブランド協会(知財登録協会)

# 知財ブランド協会 (SIR: The Society of Intelligence Registration) の組織と事業

(将来 財団法人化を目指す)

## Vision & Mission

- ・知財登録による  
知財保護とブランド創造
- ・国民知財運動を先導



入会 & パートナー契約

会員 & パートナー (協賛者)

## まとめ

1. 知財は、最重要の基本的財産権である。  
知財活動は、利益への貢献で評価すべきである。
  2. 産業振興の基本は、不正競争を排することである。  
特許などの強い排他権は、産業振興を阻害している。
  3. 知財は、開示知財と守秘知財のトータルでマネジメントすべきである。  
守秘知財は、開示知財と比べて大きなメリットがあることを理解する。
- 知財経営の要諦は、守秘知財にあり！**
4. 知財化の第一歩は、開発者自身が技術成果を明快な文書にすることである。  
知財化とは、文書化\*タイムスタンプ\*情報管理のことを言う。
  5. 知財が本来の役目を果たせない根本原因は、知財と商品の乖離にある。  
この問題を解決する新しいモデルとして、知財ブランドモデルを提唱した。
  6. このモデルを推進する知財ブランド協会(知財登録協会=SIR)を設立した。  
SIRは、ニセモノ対策、利益確保、ブランド形成、開発者の誇りの証し、技術流失防止、先使用权の担保、不正競争防止法の適用支援、国民の知財意識の向上並びに特許制度を補完する役割を持ち、真の知財立国に貢献する使命をもつ。

**SIRは、中小企業や大学知財にも革命をもたらす！**

## 参考図書 & 連絡先

### ○参考書の紹介

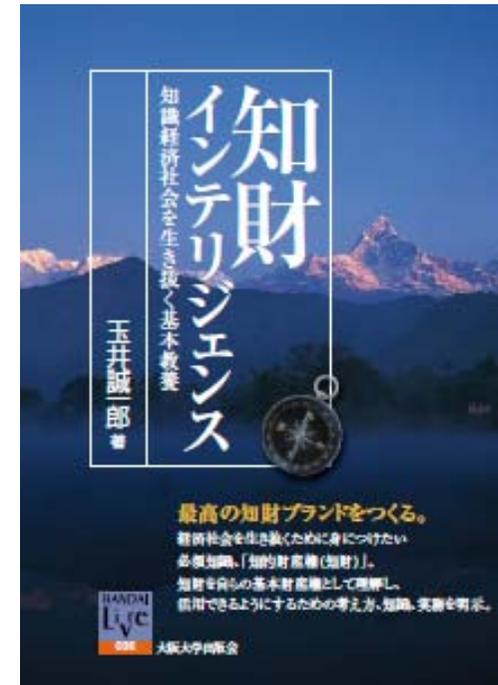
- ・知識経済社会を生き抜くための知財に関する体系的且つ実践的な教養書&教科書です。是非ご自分への投資としてご一読ください。

好評発売中！ (社)日本図書館協会 選定図書  
日本知的財産協会(JIPA) 推薦図書

## 『知財インテリジェンス』

大阪大学出版会、320ページ、税込 2,100円

電子書籍は、 <http://www.shinanobook.com/> 税込 1,000円



- 協会HPのお知らせ欄に、最近の新聞・放送機関で報道された有用情報があります。

<http://www.ipbrand.org>

- 知財相談や入会などに関するお問い合わせは下記メールで受け付けています。

[ipbrand@gmail.com](mailto:ipbrand@gmail.com)

## 不正競争防止法を理解する

所管官庁: 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

(参考URL; <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2012hontai.pdf>)

商取引において、自分の商売と類似の商法や、紛らわしい商法を用いて、顧客を横取りしようという不正商法を禁止する法律

### 不正競争防止法(民法上の不法行為(民法709条)の強化版)

- ・登録することなく、日々の市場での取引の中で発生する個別具体的な不正競争行為を、その都度排除していく仕組み
- ・特許などの産業財産権者に対しても権利侵害主張できる
- ・期間の制約限定なし
- ・刑事罰、差し止め、損害賠償を認める

商品と一体化した権利行使  
(行為法)

VS

### 産業財産権法(特許・新案・意匠・商標法)

- ・登録により、一定期間、排他的効力により独占できる
- ・差し止め、損害賠償を認める

商品の有無に関係ない権利行使  
(権利法)

## 不正競争防止法により禁止されている行為

### 不正競争防止法2条1項の下記の行為

- ・商品等の主体混同行為(1号)
- ・著名表示不正使用等の行為(2号)
- ・商品形態をデッドコピーした商品を流通に置く行為(3号)
- ・営業秘密の不正利用行為(4号～9号)
- ・技術的制限手段迂回装置を流通に置く行為(10号～11号)
- ・ドメイン名の不正取得等の行為(12号)
- ・商品等の原産地・品質等誤認行為(13号)
- ・他人の営業上の信用毀損行為(14号)
- ・代理人等による商標の無断使用行為(15号)

- 営業秘密は、技術情報を含み、秘密情報管理が必須
- 権利行使のためには、裁判に勝てる明確な証拠が必要

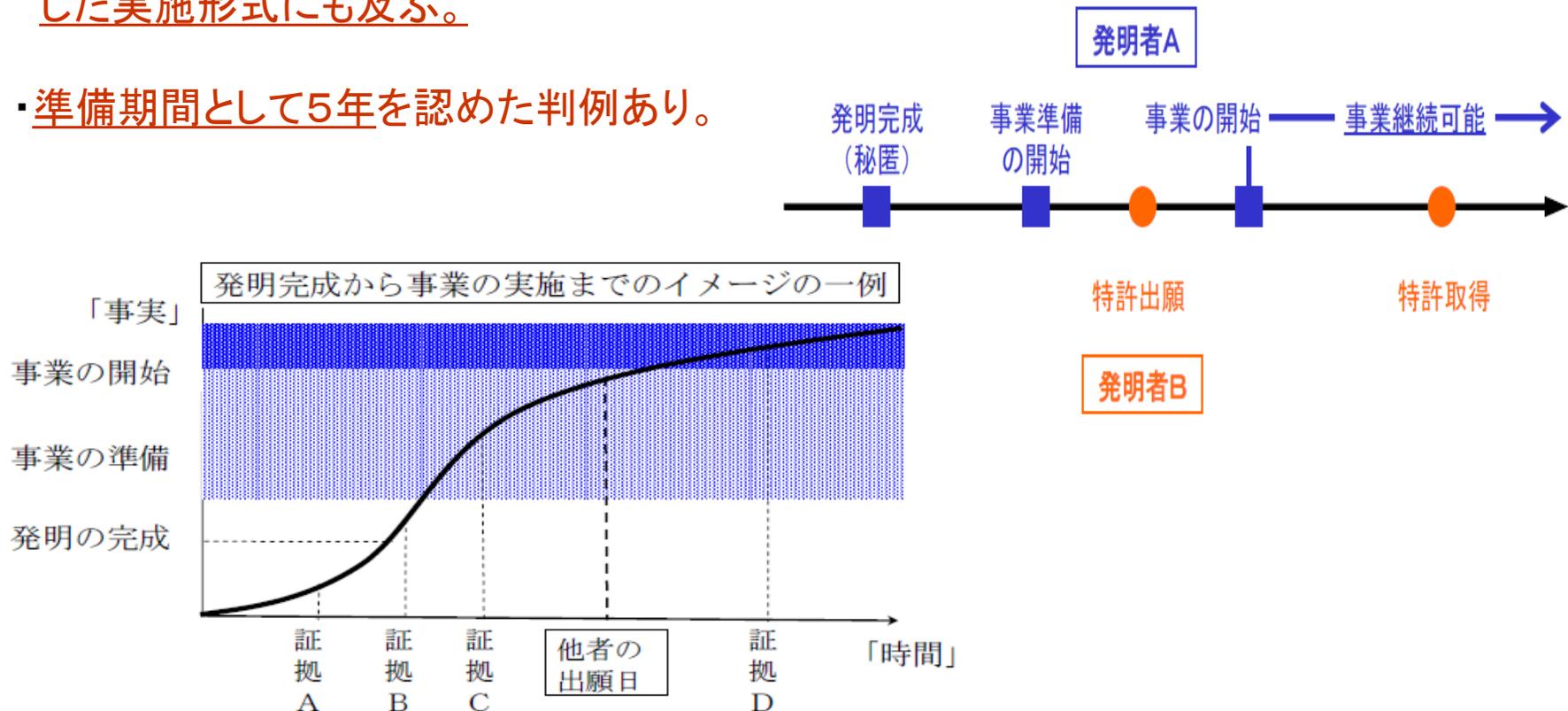
# 先使用権制度(特許法79条)を理解する(1)

(出典)特許庁総務部企画調査 平成20年度知的財産権制度説明会(実務者向け)

先使用権とは、他者の特許出願時には、少なくとも、発明の実施である「**事業の準備**」、もしくは、その「**事業**」をしていた者については、公平の観点から、先願者である他者の特許権を無償で実施し、その「**事業**」を継続できる権利。(実用新案および意匠の同じ。)

- ・ウオーキングビーム最高裁判決＝「**発明思想説**」を採用  
先使用権の効力は、特許出願の際(優先権主張日)に先使用権者が実施又は準備をしていた**実施形式だけでなく、これに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更した実施形式にも及ぶ。**

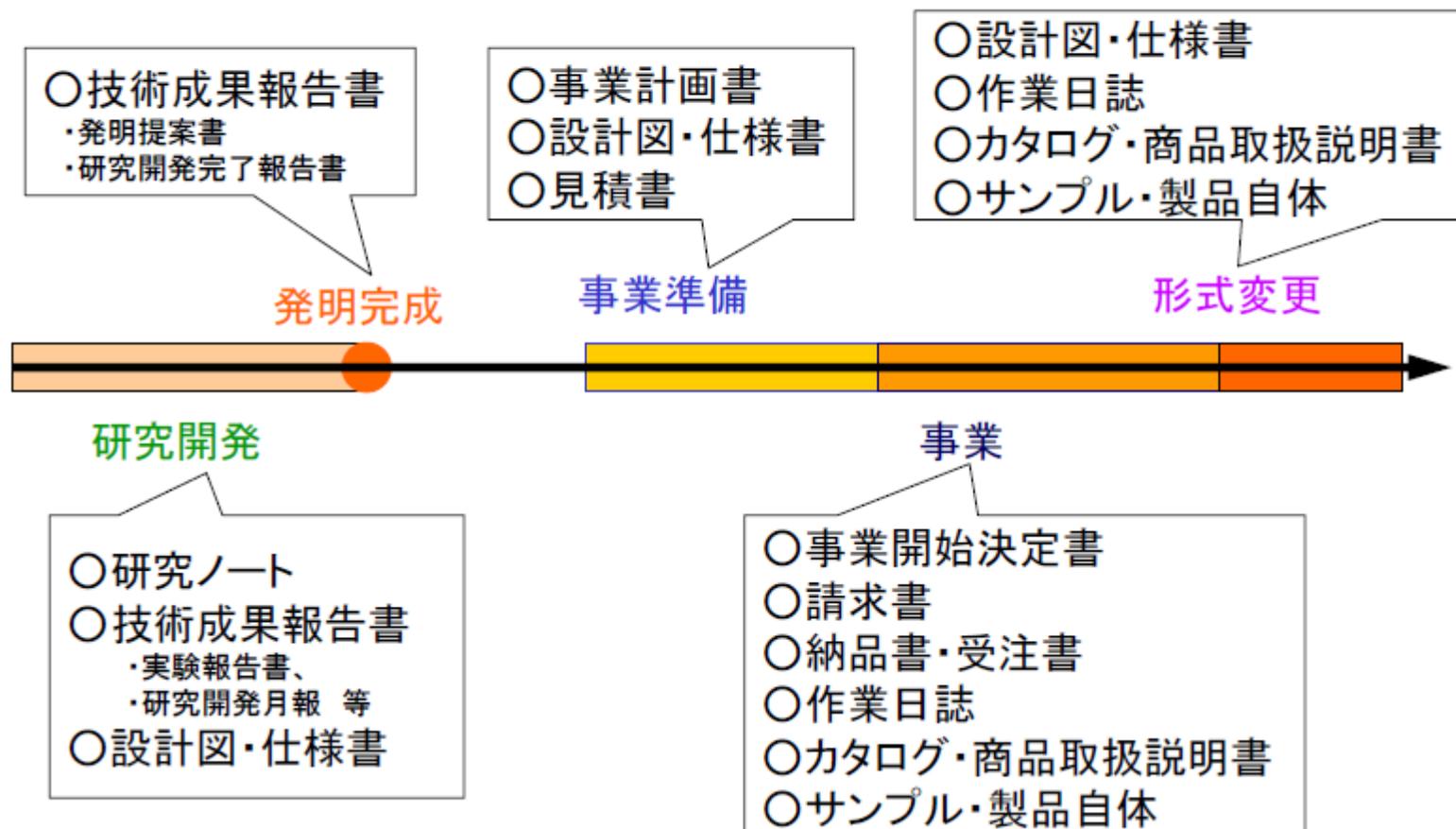
- ・**準備期間として5年を認めた判例あり。**



## 先使用权制度(特許法79条)を理解する(2)

(出典)特許庁総務部企画調査 平成20年度知的財産権制度説明会(実務者向け)

先使用权の要件となる事実に関する証拠を、確保可能な時点ごとに収集し保管することが最も確実な手法 (タイムスタンプの活用)



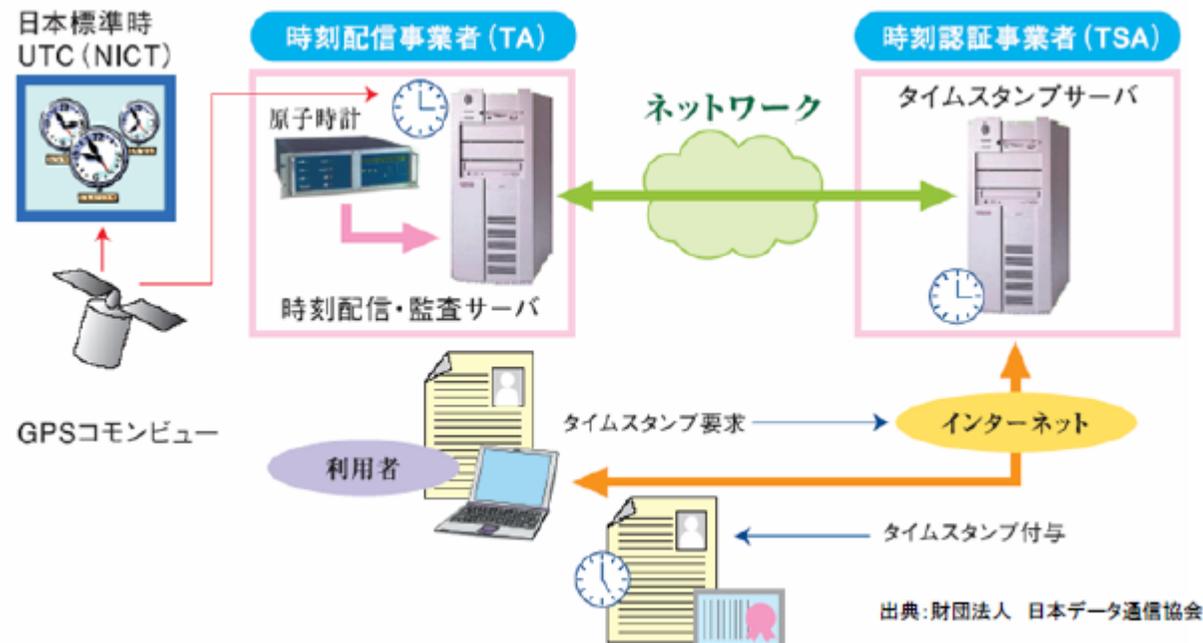
## 先使用权制度(特許法79条)を理解する(3)

(出典)特許庁総務部企画調査 平成20年度知的財産権制度説明会(実務者向け)

### 3-6. 証拠力を高める手法 ~民間タイムスタンプサービス~

- 「タイムスタンプ」は、電子データに時刻情報を付与することにより、「いつ」、「どのような」電子情報が存在していたかを証明するための民間のサービスです。
- 「電子署名」は、実社会で書面等に行う押印やサインに相当する行為を、電子データに対して電子的に行うサービスです。
- 「タイムスタンプ」と「電子署名」の組み合わせで、「いつ」、「誰が」、「どのような」を証明し得る。

#### ■タイムスタンプが付与される仕組み



## 先使用権制度は、主要国にあるが、運用条件に注意

### 中国[中国特許法第63条]

#### 【要件】

①特許出願日の前に、②中国国内において、③特許技術と同じ技術を実施又は実施のための準備を行っていること。④実施に当たっては元の範囲内で行われていること。

#### 【ポイント】

○実施のための準備：設計図面と技術文書を既に完成し、専用設備と金型の準備を整え、または試作品の作成等の準備作業が整っていること。[北京市高級人民法院]（例：製品の販売日は特許出願日より遅いが、既にプレス機・溶接機等の必要な準備を整えており、また特許の技術的特徴と同様な試作品を作成していたことにより先使用権を認めた）

○その他：先使用権が認められるのは、特許製品の「製造」及び特許方法の「使用」に限られ、販売、販売申出、又は輸入の行為が含まれていない。[中国国家知的財産権局逐条解説]

米国は、2011年の法改正により、全特許（従来はビジネスモデルのみ）に適用になった。但し、出願日より1年前に実施していることが条件になる（事業の準備は認められない）。